

上信越高原国立公園志賀高原地域管理運営計画【新旧対照表】

1. 許可、届出等取扱方針

■現行計画 上信越高原国立公園志賀高原地域管理計画書（昭和 58 年）				■改定案 上信越高原国立公園志賀高原地域管理運営計画書（令和 5 年〇月）	
ア. 特別地域 法 17 条 3 項に規定する行為については「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和 49 年 11 月、環自企第 570 号）」の適用を受ける他、下記の取扱い方針の適用を受けるものとする。				（1）特別地域及び特別保護地区 特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 22040115 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という）、同条第 36 項の規定に基づき環境大臣が定めた「上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成 12 年 9 月 6 日付け環境庁告示第 61 号（志賀高原地区））及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 12 年 8 月 7 日付け環自計第 171 号・環自国第 448-1 号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱い方針（審査基準）によるものとします。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求める事項を下記のとおり定めます。	
行為	種別	項目	取 扱 方 針 (記載なし)	行為の種類	取 扱 方 針
				1. 全行為共通	<p><審査基準></p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要最小限とすること。 <p>(イ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷き均し等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(ウ) 廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外に搬出し、適切に処理すること。ただし、風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法の許可等を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(エ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事に伴いやむを得ず生じた裸地は、修景緑化すること。修景緑化にあたっては、「自然公園における法面緑化指針」（平成 27 年 10 月環境省自然環境局）を踏まえること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外でも目的が達成できる各種行為は、国立公園区域外で実施すること。 ● 公園事業として執行することが適当な行為については、公園事業として執行すること。 ● 各種行為を行う場合は、周囲の優れた景観及び生物多様性の保全に十分留意するとともに、外来種を持ち込まないよう注意すること。 ● 除草には極力薬剤を使用しないこと。 ● 行為に伴う支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。 ● 特に生息・生育数などが少ない貴重な野生動植物（第 V 章「生物多様性」の項参照）が行為予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう注意すること。
工作物の新、改、増、築		基本方針	公園利用施設は、公園利用計画に基づく公園事業として把握し、17 条による許可はしないものとする。	2. 工作物 (1) 建築物 (共通)	<p><審査基準></p> <p>(ア) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形状は、10 分の 2 以上の勾配を有する切妻、寄棟等とすること。改築又は増築の場合も同様とし建築

				<p>物全体として統一あるものとする。</p> <p>ただし、車庫、倉庫、給排水施設等、主たる建築物の用途を補完するための小規模な付帯建築物及び日本の伝統様式を踏襲する社寺等についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の色彩は、原則こげ茶色とすること。ただし、自然材料（木材、石材等）を用いる場合は素材色も可とするほか、日本の伝統様式を踏襲する社寺等についてはこの限りではない。 ● 壁面の色彩は原則茶系色とし、自然材料（木材、石材等）を用いる場合は素材色も可とする。 <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋外照明を設置する場合は、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。また、照明器具の色はこげ茶とするか、囲い等で覆い視認されないようにすること。光源には動光、点滅を用いないこと及び白色、昼光色以外の色を用いないこと。 ● 車庫、倉庫、給排水施設等、主たる建築物の用途を補完するための機能は、極力主たる建築物に包含すること。やむを得ず同一敷地内で別棟とする場合であっても、主たる建築物と外部意匠、色彩、材料等の調和を図ること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 壁面の材料は極力木材等の自然材料を使うこととし、やむを得ず自然材料以外のものを使用する場合はこれに模したものを使用すること。 ● 汚水処理は環境に対する負荷を極力低減する措置を施すこと。また、汚水処理に関する地域ルールがある場合にはそれに従うこと。 	
各地区 共通	道路 (車道 及び歩 道)	立地 付帯 施設 施工 方法	<p>必要性につき十分審査する。</p> <p>公園事業取扱方針の道路の項に準ずる。</p> <p>■公園事業取扱方針 現行計画車道はほとんどが完成しており、今後は部分的な改良や防災工事が主体となる。ただし、亜高山帯を通過するため、修景緑化面においては、未だ不十分な箇所が多く、通行の安全性を考慮しつつ、植生回復の実施を行うよう指導する。</p> <p>附帯施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガードレール等：原則としてガードロープを用いるよう指導する。やむを得ずガードレールを用いる場合は、遠望されるような目立ちやすい路線では、外側を暗灰色に塗装するか、亜鉛メッキ仕上げとする。 2. 落石防護柵及びネット：原則として暗灰色塗装又は亜鉛メッキ仕上げとする。 3. 擁壁等：新設の場合は、自然石積又は自然石を模したブロック積を原則とする。 4. モルタル又はコンクリート吹付けは、通行の安全確保上代替工法がない場合に限り認める。 <p>施工方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緑化方法 法面の状況に応じ各種の緑化用構造物や客土吹付工法等を併用するものとするが、最終的に当該地域に生育する植生の復元を目指し、外来植物を利用する時には、腐植を早くつくる種類を選ぶなど周辺植生の侵入を助長するものとする。 2. 残土処理 区域内処理をする場合は、速やかに緑化が可能でかつ植生破壊、災害誘発のおそれのない場合に限る。 	(2) 道路 (車道)	<p><審査基準></p> <p>(ア) 線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、現地地形に順応させることなどにより、自然環境に与える影響を必要最小限とすること。 <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路側溝を設置する際には、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。 ● 橋梁の色彩はこげ茶色とすること。ただし、構造がコンクリートによる場合は、コンクリートの明度を落とすか、石張り又は自然石に模して表面を仕上げる。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 ● 防護柵は、ガードケーブルを用いること。ただし、安全確保上やむを得ない場合は、ガードレールも可とする。 ● 防護柵の色彩は、ケーブル部分を除きこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。 ● 標識類の設置数や規模は必要最小限とし、支柱、板の裏面の色彩はこげ茶色とし、周辺の標識類とデザイン、規格等の統一を図ること。 ● 落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等その他の部分をこげ茶色とし、網の部分はこげ茶色又は灰色とすること。 ● 擁壁等は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 ● 道路照明は、光害防止の観点から、夜間に歩行者が利

				<p>用する区間において、安全確保上必要最低限のものとすること。また、その支柱等の色彩はこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。</p> <p>(ウ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 切土及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。 ● モルタル又はコンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、モルタル又はコンクリートの明度を落とすことにより、風致景觀への影響を軽減すること。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 <p>(エ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土工事の施工に当たっては、道路敷地外への土石の崩落・流出を防止すること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路管理者は道路敷内の風致景觀の保護に努めること。 ● 標識類、危険防止柵等で老朽化又は破損したものは、速やかに撤去又は更新すること。 ● 廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化する。ただし、取り壊すことにより事故、災害等が発生するおそれのある擁壁等についてはこの限りではない。
電柱	<p>立地 主要展望地点、展望方向の景觀を阻害する位置には許可しない。又今後新設する場合には極力地下埋設とする。電気・電話が併行する場合は、共架を原則とする。</p> <p>規模 風致判断に主眼を置き、特に数値を認めない。</p> <p>色彩 コンクリート柱、鋼管柱は無着色、木柱は無着色又はクレオソート塗布色とする。但し、既に着色された路線の一部のみを改築し、上記に従うと風致上雑多な印象を与える恐れのあるときは、従来の塗色（緑色系を除く）に従う。</p>	(3) 配電・送電・通信施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要展望地、公園事業施設及び公園利用者が通行する道路（車道及び歩道）からの展望・眺望に支障のない位置とすること。ただし、展望・眺望がないよう地下埋設、自然物での遮蔽、既存工作物への付帯（添架）等を行う場合はこの限りではない。 ● 公園利用者から望見される既存施設については、建替えに際し、可能な限り展望に支障がない位置への移動や地下埋設等を行うこと。ただし、地形等の制限から移動や地下埋設が困難な場合はこの限りではない。 ● 高さ及び本数は必要最小限とすること。 <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート柱、鋼管柱はこげ茶色、木柱はこげ茶色または素材色とすること。 ● 鉄塔・アンテナはこげ茶色とする。ただし、こげ茶色以外の色彩を利用する方が風致景觀上の支障が少なく認められる場合や、他法令の規定による場合、機器の性能に支障が生じる場合についてはこの限りではない。 ● ケーブル類の色彩は、背景に溶け込むよう、原則としてこげ茶色又は黒色とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、既存工作物と調和する色彩とすること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電力線・通信線等が並行する場合は、可能な限り共架すること。 ● 電柱に設置する支線カバーは、風致に配慮し設置すること。 	
	(記載なし)	(4) 治山・治水・砂防施設・河川施設・取水施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の露出部分は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすることとし、鋼製部分についてはこげ茶色とする。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 	

					<p>(イ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>法面処理については1. 許可、届出等取扱要領方針の2. 工作物(2)道路(車道)(ウ)と同様の基準による。</u> <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>必要に応じて魚道の設置等を行うこと。</u>
			(記載なし)	(5) 引湯管	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>引湯管は原則として地下埋設とし、風致上支障のないように埋設跡地は原形に復すること。ただし、地形等の制限から移動や地下埋設等が困難な場合はこの限りではない。</u> <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>可能な限り共同溝を設けること。</u>
			(記載なし)	(6) 自動販売機	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>自動販売機は、屋外に設置しないこと。</u>
木竹の伐採	基本方針	亜高山帯針葉樹林の森林施業は行わないものとする。亜高山帯下部以下の標高における広葉樹林帯においても通常の森林施業は努めて行わないものとするが、ミズナラ、シラカンバ二次林の育成のための除伐、間伐は認めるものとする。		3. 木竹の伐採	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>伐採跡地は、風致景観の保護上支障がないよう、適切に整理すること。</u> <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>野生動植物の生息・生育環境の保全及び主要利用道路沿線における風致景観の保護に特に配慮すること。</u>
			(記載なし)	4. 土石の採取	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>湿原・温泉・湧水等の水文環境への影響を十分考慮すること。</u>
広告物の設置	基本方針	広告物乱立は風致上きわめて悪印象を与えるため厳正に審査する。特にデザイン、色彩、材質の指導に重点をおく。		5. 広告物等の設置	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>目的を達成することが可能な範囲で最も風致景観の保護上支障の少ない位置とすること。</u> ● <u>乱立防止のため、必要最小限の個数とするほか、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。</u> ● <u>主要展望方向には設置しないものとし、かつ、風致景観の保護上支障の少ない箇所を選定したものであること。</u> ● <u>本体に使用する材料は、原則として木材、石材等の自然材料、又は自然材料を模したものとすること。</u> ● <u>本体の色彩は黒、茶系色の濃色とすること。ただし木材、石材等自然材料を用いる場合は素材色も可とすること。</u> ● <u>表示面に使用する色彩は、自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。</u> ● <u>表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。</u> ● <u><配慮を求める事項></u> ● <u>公園利用に係る標識類のデザインは、「自然公園等施設技術指針」における公共標識(サイン類)に準じたものとする。ただし、地域統一のデザインがある場合にはその限りではない。</u> ● <u>公園利用に係る標識類を設置する際は、可能な限り外国語を併記すること。</u> ● <u>のぼり旗のような、周囲の風致景観との調和が取れない形態のものは設置しないこと。ただし、社寺境内地等においての祭典、法要又は地域の年中行事等として一時的に行われるものについてはその限りではない。設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うこと。</u>
	地区事業者の設置する営業用標識等	<p>位置 乱立を避け必要最小限の数とする。同種の目的を持つ広告物は統合する。</p> <p>規模</p> <p>デザイン、色彩、材料 } 指導標及び案内板等に準ずる。壁面掲出の際は建築物の色彩の一部として把握する。</p> <p>照明 動光、点滅を用いるもの及び白色、昼光色以外の光源を使用するものは許可しない。</p>			
工作物	運動施設	立地	原則として公園事業として取扱い、17条の許可はしな		

の新改増築若しくは土地の形状変更	設	規 模	い。 ただし、特別宿泊施設区における付帯施設にあつては、事業取扱方針の宿舎に準ずる。		
			(記載なし)	6. 学術研究 共通	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行為にあたっては、あらかじめ志賀高原管理官事務所に連絡するとともに、申請書(協議書)及び指令書(回答書)の写しを携行の上、行為が許可されていることを示す腕章等を着用すること。 ● 公園利用者の集まりやすい場所における行為は避けること。 ● やむを得ず高山植物群落等に立ち入る場合には、植物の損傷を最小限とする措置を講じること。 ● 行為終了後6ヶ月以内に、行為の結果(例:採取場所、採取数量等)及び当該行為に係る指令書(回答書)の日付・文書番号を記した書面を2部、志賀高原管理官事務所を経由の上、信越自然環境事務所へ提出すること。 ● 行為の結果に係る報告書を作成した場合は、当該報告書を2部、志賀高原管理官事務所を経由の上、信越自然環境事務所に提出すること。
			(記載なし)	7. 植物の採取または損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲または殺傷及び動物の卵の採取または損傷	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 採取、損傷、捕獲及び殺傷する数量については必要最小限とし、可能な限り採取等を行う地域を分散させること。

イ. 普通地域

奥志賀高原及び焼額山地域については、特別地域に隣接し、自然環境も類似しており、又、利用形態についても志賀高原地区とほぼ同一であることにかんがみ、過度な開発を防止する観点から、特別地域に準じた取扱いを指導するものとする。

(2) 普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(令和4年4月1日環自国発第22040115号)第25の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準」(平成13年5月28日環自国第212号)によるほか、1.(1)特別地域の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導します。

2. 公園事業取扱方針

<p>■現行計画</p> <p>上信越高原国立公園志賀高原地域管理計画書(昭和58年)</p> <p>国立公園事業の取扱いについては、志賀高原集団施設地区計画及び同計画旅館区取扱要領による他、下記取扱方針に基づくものとする。</p>	<p>■改定案</p> <p>上信越高原国立公園志賀高原地域管理運営計画書(令和5年〇月)</p> <p>事業決定の内容及び「国立公園事業執行等取扱要領」(令和4年4月1日環自国発第22040111号)第10によるほか、下記の取扱方針によるものとします。</p>
--	---

地区名	事業名	項目	取 扱 方 針	事業の種類	取 扱 方 針
志賀高原集団施設地区	宿舎	基本方針 立地	志賀高原集団施設地区計画の内容を原則として踏襲するものとするが、同計画に基づく施設整備は、民間の場合かなり進んでおり、現段階では既存施設の改良、有効利用が今後の課題となっている。一方、園地、歩道等の公共施設の整備は、未着手又は老朽化がみられる等遅れており、利用者の休養、教化のための施設の充実を図る必要がある。 新設については、既に計画に含まれたもの以外は認めない。	1. 全事業 共通	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設整備・管理運営方法ともに周囲の優れた風致景観及び生物多様性の保全に十分配慮すること。 ● 事業敷地選定の際には、施設設置後に周辺の風致景観や環境が大幅に変化しない場所を選定すること。 <p><審査基準></p> <p>(ア) 位置・規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内の建築物や駐車場等の施設以外の部分は、施設の管理運営に支障のない範囲で、全て緑地として管理育成すること。 ● 事業施設の規模、事業の目的及び機能を達成する範囲で、必要最小限とすること。

		<p>②残土処理 工事に伴う残土は、原則として国立公園区域外へ搬出処理するものとする。(旅館区取扱要領)</p> <p>①樹木の保護及び復元 (旅館区取扱要領) 1) 支障木は原則として敷地内に移植するものとし、移植不能の場合は、それに見合う数量、形質の郷土樹木を植栽するものとする。 但し、植栽にあたっては、管理員の指示によるほか、設計図および予算書(見積書)を申請書に添付するものとする。 支障木の伐採は、必要最小限度にとどめる。</p> <p>④外部意匠 (旅館区取扱要領) 1) 屋根の形状 主要な屋根の形状は、陸屋根以外であって、切妻又はこれに準ずるものとする。改築又は増築の場合も同様とし、総体的に統一あるものとする。 2) 外装 露出部分の主要外壁は、極力自然素材を用いるものとする。 3) 外部の色彩 原則として屋根の色彩は、こげ茶とし、自然材料で被膜しない部分の外壁は茶系統を中示に2系統色以内とする。</p> <p>④付帯駐車場 (旅館区取扱要領) 新築及び増築に伴う付帯駐車場は、原則として敷地内に設け、しかも必要最小限度の面積とする。</p> <p>②雑排水処理施設 (旅館区取扱要領) 厨房内で前処理を行ない、屋内屋外のいずれかに当該施設からの排水量に見合った(2~3時間滞留できる能力を有する)2槽以上の沈でん槽を設け、公共水域の汚濁を防止する。</p> <p>③関連施設 (旅館区取扱要領) し尿浄化槽、貯油タンク、貯水槽等の関連施設は、原則として地下埋設とする。</p>	<p>(イ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷き均し等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</u> <p>(ウ) 廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>国立公園区域外に搬出し、適切に処理すること。ただし、風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合、又は、自然公園法の許可等を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</u> <p>(エ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>工事に伴いやむを得ず生じた裸地は、修景緑化すること。修景緑化にあたっては、「自然公園における法面緑化指針」(平成27年10月環境省自然環境局)を踏まえること。</u> <p>(オ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>切土及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。</u> ● <u>モルタル又はコンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、モルタル又はコンクリートの明度を落とすことにより、風致景観への影響を軽減すること。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においては、この限りではない。</u> <p>(カ) 壁面後退距離</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>積雪地帯であり道路や歩道などへの落雪の影響を避けるため、建築物の壁面線(建築物の外側又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。)は、敷地境界から5m以上離すこと。ただし、敷地面積、地形等により後退できない等の明確な理由がある場合には、除雪その他に支障のないよう留意する。</u> <p>(キ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>建築物の外部意匠・色彩・材料については1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(1) 建築物(共通)(ア)と同様の基準による。</u> ● <u>車庫、倉庫、給排水施設等、主たる建築物の用途を保管するための機能は、極力主たる建築物に包含すること。やむを得ず同一敷地内で別棟とする場合であっても、主たる建築物と外部意匠、色彩、材料等の調和を図ること。</u> ● <u>駐車場の取付道路は、風致景観の保護上支障のない範囲内で、建築物の規模に見合った必要最小限の規模とすること。</u> ● <u>屋外照明は安全確保上、必要最小限の数とするとともに、建築物や自然物のライトアップを目的としたものとしないうこと。また、照明器具の色彩はこげ茶とするか、囲い等で視認されないようにし、展望・眺望の妨げにならない位置に設置すること。また、照明器具は、漏れ光の少ない器具、昆虫類の誘引特性の小さい器具及び装飾性の少ない器具を選定すること。光源には動光、点滅を用いないこと及び白色、昼光色以外の色を用いないこと。</u> ● <u>各公園事業の案内標識等は1. 許可、届出等取扱方針の5. 広告物等の設置と同様の基準とする。</u> ● <u>各公園事業施設に自動販売機を設置する場合は、1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(6) 自動販売機と同様の基準とする。</u> ● <u>電線や引込線、引湯管等の地下埋設については、1.</u>
--	--	--	---

	道路 (歩道)	附帯施設	<p>2. ゴミかご、吸殻入れ等は十分な管理及び回収が可能でかつ利用上不可欠な場合以外は設置しないものとする。</p> <p>3. 歩道外への立入により、周辺の植生に損傷を与えるおそれのある場合は、制札、立入禁止柵等を充分整備するものとする。</p>		<p>許可、届出等取扱方針の2. 工作物 (3) 配電・送電・通信施設及び (5) 引湯管と同様の基準とする。</p> <p><管理運営方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>安全快適な利用のため、施設の点検補修、清掃、整理整頓、草刈り等の維持管理を定期的に行うこと。</u> ● <u>周囲の自然環境の保全に十分配慮し、ごみやし尿の適切な処理や騒音防止等の対策を講ずること。必要に応じてごみの投げ捨て防止及びごみの持ち帰り運動を推進すること。</u> ● <u>特に公園利用者が集まりやすい場所や通過の多い場所においては、危険木を適切に処理すること。また、必要に応じて通景伐採や、周辺の林分等の自然環境の適切な維持管理を行うこと。</u> ● <u>各種行為にあたっては、他法令や関係者との調整を十分に行うこと。</u> <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>行為に伴う支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。</u> ● <u>特に生息・生育数などが少ない貴重な野生動植物(第V章「生物多様性」の項参照) 希少野生動植物が行為予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう注意すること。</u> ● <u>各種行為を行う場合は、周囲の優れた景観及び生物多様性の保全に十分留意するとともに、外来種を持ち込まないように注意すること。</u> ● <u>施設の周囲には、人工的なイメージを和らげ、周囲の自然環境と調和させるため、可能な限り樹木残置又は修景植栽を施すよう配慮すること。ただし、休憩所や案内所等、建築物を見せることが公園利用上適切なものについては、この限りではない。</u> ● <u>展望地においては、必要に応じて展望・眺望の支障となる木竹の伐採を行うこと。</u> ● <u>壁面後退した箇所は、除雪に支障のない範囲で緑化や商業施設の誘客を促す空間として利用する等、街並み景観の向上に資する空間となるよう配慮すること。</u> ● <u>外部意匠については、審査基準を遵守した上で、建築物の高さや屋根の向き・勾配は統一感のある街並み形成に特に重要であることから、これらについては周辺建築物と調和をとるよう配慮すること。</u> ● <u>付帯施設の取付道路について、取付道路が接続する道路は、施設の規模や種類によっては交通量が大きく増加する可能性があることを踏まえ、取付道路の位置を十分検討すること。</u> ● <u>施設の設置にあたっては、ユニバーサルデザインの導入を検討するとともに、温室効果ガス削減に向けて省エネルギーや自然エネルギーの導入等を検討すること。</u> ● <u>污水施設は環境に対する負荷を極力低減する措置を講ずること。また、污水処理に関する地域ルールがある場合にはそれに従うこと。</u>
各地区 共通	道路 (車道)	基本方針	<p>現行計画車道はほとんどが完成しており、今後は部分的な改良や防災工事が主体となる。</p> <p>ただし、亜高山帯を通過するため、修景緑化面においては、未だ不十分な箇所が多く、通行の安全性を考慮しつつ、植生回復の実施を行うよう指導する。</p>	2. 道路 (車道)	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>現行計画車道はほとんどが完成しているため、今後は部分的な改良や防災工事が主体となる。</u> <p>ただし、亜高山帯を通過するため、修景緑化面が未だ不十分な箇所が多くあることから、通行の安全性を考慮しつつ、植生回復の実施を行うよう指導する。</p>

		付帯施設	<p>1. ガードレール等：原則としてガードロープを用いるよう指導する。やむを得ずガードレールを用いる場合は、遠望されるような目立ちやすい路線では、外側を暗灰色に塗装するか、亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>2. 落石防護柵及びネット：原則として暗灰色塗装又は亜鉛メッキ仕上げとする。</p> <p>3. 擁壁等：新設の場合は、自然石積又は自然石を模したブロック積を原則とする。</p> <p>4. モルタル又はコンクリート吹付けは、通行の安全確保上代替工法がない場合に限り認める。</p>		<p><審査基準></p> <p>(ア) 線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(2) 道路(車道)(ア)と同様とする。 <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(2) 道路(車道)(イ)と同様の基準とする他、以下のとおりとする。 ● <u>スノーシェッド・ロックシェッドを新設する場合は、表面仕上げを自然材料を用いるか石張り又は自然石に模したものとすること。金属部分の色彩については、こげ茶色又は灰色にすること。</u> <p>(ウ) 廃道の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>廃道敷は、工作物を撤去の上、修景緑化する。ただし、取り壊すことにより事故、災害等が発生するおそれのある擁壁等についてはこの限りではない。</u> <p>(エ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(2) 道路(車道)(エ)と同様の基準とする。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>標識類、危険防止柵等で老朽化又は破損したものは、速やかに撤去又は更新すること。</u>
	道路(歩道)	基本方針	<p>歩道は、沿線周囲の自然観察に最も適した施設であるので、路線の選定は、単に起終点を結ぶということではなく、興味地点を利用者が充分楽しむことのできるよう配慮すること。また、利用によって起りうる自然への影響(踏圧による植生破壊、動植物の採捕、地形の荒廃等)を最小限にとどめるよう留意すること。</p>	3. 道路(歩道)	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>歩道の新設にあたっては、自然環境及び風致景観の保護を最優先とし、特に高山植物等の保護を図ること。また、利用者の安全に配慮した整備をすること。また、単に最短距離で目的地に至るものではなく、土地の改変を最小限にする配慮をした上でビューポイント等を効果的につなぎ、沿線の自然に親しみ、自然を学習できるルートを選定するとともに、利用者の安全に配慮した整備をすること。</u> ● <u>雨水等による浸食及び利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう整備することとし、木道、立入防止柵、排水溝等の設置等必要な対策をとること。</u> ● <u>既に浸食等により荒廃の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策を検討すること。</u> <p><審査基準></p> <p>(ア) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(2) 道路(車道)(イ)と同様の基準とする。 <p>(イ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(2) 道路(車道)(エ)と同様の基準とする。 <p><管理運営方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>管理者は、下草の刈り払い、危険木の処理、危険の予想される箇所の十分な点検・管理が行うことのできる体制を確立すること。</u> ● <u>巡視を励行し、利用者に適切な情報を提供すること。</u>
		管理方法	<p>1. 下草の刈払い、支障木の枝落とし等の維持管理、危険の予想される箇所の十分な点検、管理が行うことのできる体制を確立すること。</p> <p>2. 巡視を励行し、利用者に適切な情報、指示を与えるようにすること。</p> <p>3. 上記2点は、美化対策ともからめ、道路管理者が十分に留意するとともに、必要に応じ関係団体等に委託するなどして濃密化を図る。</p>		
志賀高原集団施設地区	園地(休養園地)	立地	<p>琵琶池、丸池、蓮池、一ノ瀬、高天ヶ原、平床地区の宿泊施設の周辺とする。(現行、園地区)</p>	4. 園地	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>展望、休憩、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。</u> <p><審査基準></p> <p>(ア) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>施設の規模・外部意匠・色彩・材料については、次のとおりとする。</u> <p>① 建築物</p>
陽坂	園地	立地	<p>休憩施設等建築物の新設は認めない。既存施設の改築</p>		

横手地区	(横手山観)	規模 外部意匠	<p>にあつては、新たに敷地造成を伴うものでないこと。</p> <p>主たる入口部分からは2階建以下であること。建物の高さは13m以下とすること。</p> <p>露出部分の外壁は、自然石又は木材等の自然材料を用いること。他については、旅館区取扱要領に準ずる。なお、本地区に併設される横手山宿舎については、現状規模のままとし、将来は休憩施設として一体化を図る。</p>		<p>2. 公園事業取扱方針5. 宿舎と同様とする。</p> <p>② 園路 安全で快適な利用を確保するための舗装、歩車道の分離を行うこと。</p> <p>③ その他 落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色とし、網の部分をこげ茶色又は灰色とすること。 擁壁等は、自然石積等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。</p>
大沼池	園地	基本方針	<p>ハイキング利用者の一時休憩地であり、自然探勝のための園地として、最小限の整備を行う。</p> <p>休憩所の規模は現状にとどめる。改築時においては、木材等の自然材料を用いた山小屋風の意匠とする。汚排水が直接湖水に流れ込むことのないよう、排水施設に充分留意する。</p>		
志賀高原 集団施設地区	宿舎		<p>【志賀高原集団施設地区旅館区取扱要領】</p> <p>①総宿泊収容力は、当面別表のとおりとする。</p> <p>②外部意匠等旅館区全体に共通するものについては、共通事項として取扱いを定める。</p> <p>③宿舎の収容力、建物の高さ及び壁面線等については、各地区の立地条件等が異なるため、各旅館区ごとに取扱いを定める。</p>	5. 宿舎	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園の利用拠点としての機能を十分発揮するよう整備するとともに、常に高いホスピタリティを維持するよう努める。 <p><審査基準></p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の要件に適合したものとすること。 ・ 建築物の高さは15m以下(煙突及びテレビアンテナを除く)とする。ただし、既に15mを超えている既存建築物の増改築又は建替えの場合は従前の高さを超えないものとすること。 <p>(イ) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(1)建築物(共通)(ア)と同様の基準による。 <p>(ウ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋外照明は風致景観に配慮したものとすること。 ● テナントに関する広告物は、目的を達する範囲で最も風致上の支障の小さい位置とし、同種の目的を持つ広告物は統合すること。なお、屋上看板は風致景観上支障があるため認めない。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 園芸植物をベランダ等に植える場合、種子が飛散しないよう努めること。
琵琶池 及び法坂地区			<p>[新築の場合]</p> <p>①施設の収容力 各施設の宿泊定員は、最大限150人以内とする。但し、法坂地区の新築は認めない。</p> <p>②建物の高さ 建物の高さは15メートル以下とする。但し、煙突およびテレビアンテナは除く。</p> <p>③建物の壁面線 建物の壁面線は、汀線より50メートル以上、道路(別途図示されたもの、以下同じ。)より20メートルおよび敷地境界線より5メートル以上の距離をとるものとする。</p> <p>[改築及び増築の場合]</p> <p>①施設の収容力 1)既存施設の宿泊定員が150人を超える場合は、客室の増築は認めない。但し、サービス・スペース・パブリック・スペースの改築および増築は、この限りではないが、必要最小限度にとどめるものとする。 2)既存施設の宿泊定員が150人未満の場合は、合計宿泊定員150人限度として改築および増築を認める。</p> <p>②建物の高さ 新築の場合に準ずる。但し、現在すでに基準を超えている場合においては、煙突およびテレビアンテナを除くすべての施設の高さは、既存の高さを超えないものとする</p>		
丸池及 ひ蓮池地区			<p>③建物の壁面線 建物の壁面線は、汀線より50メートル以上、道路より20メートル以上および敷地境界線より5メートル以上の距離をとるものとする。 但し、現在すでに前記より近接している場合においては、現状の距離より近接させないものとする。</p> <p>[新築の場合] 新築は認めない。</p> <p>[改築および増築の場合]</p> <p>①施設の収容力および建物の高さ 琵琶池および法坂地区に準ずる。</p> <p>②建物の壁面線 建物の壁面線は、汀線、湿原界より50メートル以上、道路より20メートル以上および敷地境界線より5メートル以上の距離をとるものとする。 但し、現在すでに前記より近接している場合においては、現状の距離より近接させないものとする。</p>		
河原小屋地区			<p>[新築の場合] 新築は認めない。</p> <p>[改築および増築の場合]</p> <p>①施設の収容力および建物の高さ 琵琶池および法坂地区に準ずる。</p> <p>②建物の壁面線 丸池および蓮池地区に準ずる。</p>		

ブナ平地区			<p>〔新築の場合〕 新築は認めない。</p> <p>〔改築及び増築の場合〕</p> <p>①施設の収容力 琵琶池および法坂地区に準ずる。</p> <p>②建物の高さ 1) 建物の高さは、13メートル以下とする。但し、煙突およびテレビアンテナは除く。 2) 現在、すでに基準を超えている場合においては、煙突およびテレビアンテナを除くすべての施設の高さは、既存の高さを超えないものとする。</p> <p>③建物の壁面線 丸池および蓮池地区に準ずる。</p>		
発甫及び高天ヶ原地区			<p>〔新築の場合〕 新築は認めない。</p> <p>〔改築および増築の場合〕 施設の収容力、建物の高さおよび建物の壁面線は、琵琶池および法坂地区に準ずる。</p>		
一ノ瀬地区			<p>〔新築の場合〕</p> <p>①施設の収容力および建物の高さ 琵琶池および法坂地区に準ずる。</p> <p>②建物の壁面線 建物の壁面線は、汀線、湿原界より30メートル以上、道路より20メートル以上および敷地境界線より5メートル以上の距離をとること。</p> <p>〔改築および増築の場合〕</p> <p>①施設の収容力および建物の高さ 琵琶池および法坂地区に準ずる。</p> <p>②建物の壁面線 建物の壁面線は、汀線、湿原界より30メートル以上、道路より20メートル以上および敷地境界線より5メートル以上の距離をとること。但し、現在すでに前記より近接している場合においては現状の距離より近接させないものとする。</p>		
木戸池及び平床、石ノ湯地区			<p>〔新築の場合〕</p> <p>①施設の収容力および建物の高さ 琵琶池および法坂地区に準ずる。但し、木戸池地区の新築は認めない。</p> <p>②建物の壁面線 一ノ瀬地区に準ずる。</p> <p>〔改築および増築の場合〕</p> <p>①施設の収容力および建物の高さ 琵琶池および法坂地区に準ずる。</p> <p>②建物の壁面線 一ノ瀬地区に準ずる</p>		
熊ノ湯及び硯川地区			<p>〔新築の場合〕 施設の収容力、建物の高さおよび建物の壁面線は、琵琶池および法坂地区に準ずる。</p> <p>〔改築および増築の場合〕 施設の収容力、建物の高さおよび建物の壁面線は、琵琶池および法坂地区に準ずる。</p>		
陽坂その他単独宿舎			<p>〔新築の場合〕</p> <p>①施設の収容力 琵琶池および法坂地区に準ずる。</p> <p>②建物の高さ 建物の高さは、13メートル以下とする。但し、煙突及びテレビアンテナは除く。</p> <p>③建物の壁面線 一ノ瀬地区に準ずる。</p> <p>〔改築および増築の場合〕</p> <p>①施設の収容力 琵琶池および法坂地区に準ずる。</p> <p>②建物の高さ ブナ平地区に準ずる。</p> <p>③建物の壁面線 琵琶池および法坂地区に準ずる。</p>		
志賀高原集団施設地区	野営場	立地	当面は、木戸池及び笠越の野営場についてのみ方針を定める。アライタ沢地区については、公園計画見直し時に存続の是非を含め検討するものとする。	6. 野営場	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>地域の利用拠点として、また周辺の自然に親しむ拠点として、整備を図る。</u> <p><審査基準></p> <p>(ア) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>園路は4. 園地 (ア) ②と同様とする。</u> <p>(イ) 管理運営方法</p>
		施工方法	木戸池野営場については、既設バンガロー等施設の老朽化が目立ち、主要道路沿でもあるため、早急な改善を要するが、多雪地帯であることから、小規模なケビンでは施設維持に困難性があり、快適性の高い固定テントを主体の野営場とし、夏期以外はピクニック園地等としての利用を図っていくものとする。		

			笠越野営場については、従来の宿泊施設棟、ケビン棟を中心とした管理を行い、スキー場の多目的利用を図っていくものとする。 なお、セントラルロッジ、便所等施設の外部意匠等については、 <u>宿舎等建築物に準ずる。</u>		● <u>適度な緑陰を確保するための措置を講ずること。</u>
志賀高原集団施設地区及び単独施設	スキー場	基本方針 位置、規模、施工方法	<p>集団施設地区計画スキー場区取扱方針を基本とし、特に亜高山帯植生及び湿性植物群落の保護に重点をおく。</p> <p>1. スキーコースの新設 中・上級者用、競技用の大規模なコース新設は原則として認めないものとするが、一部を拡張又は新設することにより、効果的な利用が期待できるものについては、風致、環境の保護と調整の上、設置を検討するものとする。 初心者用、スキー講習会用ゲレンデ及びゲレンデ間の連絡コースについては、充分検討するものとする。</p> <p>2. 既存コース、ゲレンデの整備 重機等の施工により土地の形状の変更を伴う整備については、利用者に危険な場合で且つ土砂の崩壊等災害が予想されない場合においてのみ最小限度の範囲で認めるものとする。</p> <p>3. スキーリフトの増設 当該スキー場における収容力と既存リフトの設置状況、輸送力、及び利用状況から判断し、極端な差が認められる場合に認めるものとするが、この場合既存のシングルリフトを撤去し、ペアリフトに架設替することを原則とする。リフト支柱及び関連施設の色は暗褐色とする。</p> <p>4. 付帯施設 建築物の意匠、色彩等については、宿舎、保養所の項に準ずる。</p>	7. スキー場	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日付け環自第315号自然保護局長通知)によるものとする。 ● <u>自然環境の保全及び利用者の安全に配慮した整備を行うこと。</u> ● <u>利用率の悪いコースについては、閉鎖し、その後植生復元を含め当該地の取扱いを自然環境や景観への配慮の観点からよく検討すること。</u> <p><審査基準></p> <p>(ア) 規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>道路及び駐車場を設ける場合には、風致の保護上支障が少ない範囲内において、スキー場の収容力に見合うよう必要最小限の規模とすること。</u> <p>①滑降コース及びゲレンデ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>規模は、安全性を確保する上で必要最小限のものとし、次の要件に適合したものとする。また、冬の自然にふれあうための歩くスキーのコースの確保も検討すること。</u> <p>a. 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>災害の危険性がなく、大規模な造成を伴わない位置とする。増設に当たっては、各ゲレンデの既存部の最高部を超えないこと。</u> <p>b. 規模及び幅員</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>滑降コース・ゲレンデの幅は50m以下とすること。既に幅が50mを超えている滑降コース・ゲレンデの整備は、従前の幅を超えないように行うこと。</u> <p>c. 滑降コース、ゲレンデの間隔</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>滑降コース、ゲレンデの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つこと。</u> <p>d. 造成方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>自然地形を生かしたものとし、安全確保上やむを得ない場合を除き土地の造成を行わないこと。やむを得ず造成する場合は、必要最小限とし、速やかな緑化を図ること。</u> <p>e. 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>造成後、コース、ゲレンデの周囲等は、危険防止及び防災上の適切な措置を講じた上、修景緑化を行うこと。修景緑化にあたっては、「自然公園における法面緑化指針」(平成27年10月環境省自然環境局)を踏まえること。</u> <p>②スキーリフト等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>必要性を十分検討した上で、次の要件に適合したものとする。</u> <p>a. 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>災害の危険性がなく、かつ、大規模な自然環境の改変が生じない位置に設置すること。</u> <p>b. 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>支柱は黒又はこげ茶色とし、機械の金属部分は灰色等の目立たない色彩を用いること。</u> ● <u>搬器は黒、こげ茶又は灰色等の目立たない色彩とすること。</u> <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>休憩所、食堂、管理事務所、避難小屋等の建築物</u>

		管理経 営方法	スキー利用期以外の利用 車道沿い及び宿舎に近接するスキー場の緩斜面については、運動、ピクニック等多目的な芝生広場として解放することを原則とし、オフシーズンの園地としての位置付けをする。 夏期林間学校の夜のファイヤーは、本地区で行うことを原則とする。		<p>(ただしレーキやショベルといった小規模な除雪道具の格納庫等小規模なものは除く)の規模、外部意匠・色彩・材料は、5. 宿舎と同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>地形を改変するスノーボード用ハーフパイプ等の造成はしないこと。</u> ● <u>標識類の色彩等は1. 全事業共通に準じること(ただし、利用者の安全確保のために設けられたものについてはこの限りではない)。</u>また、リフトの支柱、搬器への掲出は認めない。 ● <u>ナイター施設の支柱の高さは必要最小限とするとともに、その色彩はこげ茶色とすること。</u> ● <u>屋外に設置された自動券売機について、使用しない時期は周囲から見えないように遮蔽するか、移動できるものについては屋内に移動すること。</u> <p>(ウ) 管理運営方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>事業者は、利用者の安全を十分に確保するための管理運営体制を明確にすること。</u> ● <u>スキー利用期以外の利用は園地事業又は野営場事業として把握する。</u> <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>融雪防止剤及びこれに類するものは、散布しないこと。</u> ● <u>他の利用者や野生動物への影響が考えられるため、拡声器の使用はスキーヤーの安全確保及び環境保全上の指導等必要最小限に留めること。</u> ● <u>ナイター施設は野生動物の生息環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。</u>
陽坂、 横手地区		索道	現在規模の範囲においての改築を原則とする。山頂休憩所の規模、外部意匠等は横手山視園地に準ずる。	8. 索道 運送施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>索道駅舎等の建築物の高さは13m以下とすること。</u>ただし、既に13mを超えている建築物については、高さが既存高以下、階数が既存階数以下の範囲において増改築を行う場合はこの限りではない。 ● <u>建築物の外部意匠・色彩・材料は5. 宿舎と同様とする。</u> ● <u>標識の掲出及び色彩については7. スキー場と同様とする。</u>
			(記載なし)	9. 排水施設	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>施設の規模等は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然改変を極力少なくすること。</u> ● <u>排水管は地下埋設すること。</u>ただし、地形等の制限から移動や地下埋設等が困難な場合はこの限りではない。 ● <u>付帯する建築物の外部意匠・色彩・材料については1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(1) 建築物(共通)(イ)と同様の基準によること。</u>ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。
			(記載なし)	10. 植物園	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>地域の自然情報の提供、案内、環境教育活動等を行う施設として整備すること。</u> ● <u>利用者の安全及び風致景観との調和に配慮して整備すること。</u> <p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>建築物の規模・外部意匠・色彩・材料は5. 宿舎と同様とする。</u>
			(記載なし)	11. 博物・ 展示施設	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>地域の自然情報の提供、案内、環境教育活動等を行</u>

				<p><u>う施設として整備すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>利用者の安全及び風致景観との調和に配慮して整備すること。</u> <p><u><審査基準></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>建築物の規模・外部意匠・色彩・材料は5. 宿舎と同様とする。</u>
--	--	--	--	--